

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	5	提案日	第 回 協議会	確認日	第 5 回 協議会
			平成 1 6 年 1 1 月 2 日		平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日
協議項目	地域内分権（地域自治組織、地域審議会、総合支所等）(その2)			関係項目	
調整方針(案)	<p>1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 4 の規定による「地域自治区」を合併前の伊那市の旧町村単位（7 区域）の区域ごとに設置する。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 5 の規定による「地域自治区」を合併前の高遠町及び長谷村の区域ごとに設置する。</p> <p>3 行政組織は、総合支所方式とし、現在の伊那市の支所は現行のとおりとする。ただし、組織・人員配置・事務分掌等については、地域の実情に配慮する。</p> <p>参考 細部については別途協議する。</p>			協議結果	方針案のとおり
関係資料	別添のとおり。				